

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【公開番号】特開2002-21507(P2002-21507A)

【公開日】平成14年1月23日(2002.1.23)

【出願番号】特願2001-130540(P2001-130540)

【国際特許分類】

F 01 D	25/00	(2006.01)
F 01 D	25/24	(2006.01)
F 02 C	7/06	(2006.01)

【F I】

F 01 D	25/00	M
F 01 D	25/24	P
F 02 C	7/06	Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月21日(2008.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】軸方向中心線軸(12)の周りに同軸に配置され、かつ複数の円周方向に間隔を置いて配置されたポートを有するリングと、

各々が半径方向に対向する第1端部及び第2端部、並びにそれらの間に延びる貫通流路(46)を有する、前記リング上のクレビスによって前記リングに半径方向に結合された複数の円周方向に間隔を置いて配置された支柱(40)と、
を含み、

前記流路(46)の各々は、前記ポートの対応する1つと位置合わせされており、前記ポートの各々は、前記ポート内に肩部(156)を形成する、前記ポートの半径方向外方部分(82)中のポート座ぐりを有しており、

シール(150)が、前記肩部(156)及び前記支柱(40)の間で前記ポート座ぐり内に配置される、

ことを特徴とする環状タービンフレーム(32)。

【請求項2】前記支柱(40)は、前記リング上のクレビス(144)により前記リングに取外し可能に固定結合されることを特徴とする請求項1に記載の環状タービンフレーム(32)。

【請求項3】前記ポート座ぐりは、競走トラック形状をしていることを特徴とする請求項1に記載の環状タービンフレーム(32)。

【請求項4】前記シール(150)は、金属製で変形可能であることを特徴とする請求項1に記載の環状タービンフレーム(32)。